## 原村建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領運用基準

## (解釈及び運用について)

- 1 第1条第1項並びに別表第2の1号及び2号中「使用人」とは、雇用期間を特に限 定することなく雇用されたもので労務者以外のものをいい、原則として、建設業許可 申請書の職員名簿に記載されたものをいう。
- 2 第2条第2項中「明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者」とは、分担施工型の共同企業体(いわゆる乙型共同企業体)で責任工区が明確な場合等、責を負わないと特定できる者をいう。
- 3 第4条中「その所管する建設工事等」とは、関係課等の長が自ら発注した建設工事 等及び村以外の者が発注した管内の建設工事等をいう。
- 4 第7条のただし書中「やむを得ない事由」とは、契約の性質又は目的が競争に適しない場合、緊急の必要により競争入札に付することができない場合及び競争入札に付することが不利と認められる場合をいう。

なお、いわゆる少額随契については、契約金額が少額なために、随意契約をすることができるとしているので、「やむを得ない事由」とは認められない。

- 5 別表各号中「村」とは、村長部局のみならず、村の全ての機関をいい、「村職員」とは、村長部局の職員のみならず、村の全ての職員をいうものであること。
- 6 別表第1の4号、5号、6号及び7号規定は、発注者の責に帰すべき事由により発生した工事事故は適用しない。
- 7 別表第1の4号及び5号中「公衆」とは、当該建設工事等の契約における発注者、 施工者等工事関係者を除く第三者全般をいう。
- 8 別表第1の1号及び2号中「工事等を粗雑にした」場合とは、発注者の検査や会計

検査院により指摘されたとき等で工作物に瑕疵があることが明らかとなった場合をい う。

- 9 別表第2の1号及び2号中「役員」とは、次のものをいう。
  - (1) 株式会社、有限会社の場合にあっては取締役
  - (2) 合名会社の場合にあっては社員
  - (3) 合資会社の場合にあっては無限責任社員
  - (4) 企業組合、協同組合等の場合にあっては理事等業務執行に携わる者
  - (5) 共同企業体の場合にあってはその構成員の代表者 ただし、その構成員が法人の場合にあっては当該構成員の役員
- 10 別表第2の2号のイ中「代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員」とは、商 法第262条の表見代表取締役をいう。
- 11 別表第2の3号及び4号中「公共機関の職員」とは、国、地方公共団体、公社、公 団等の職員であって、刑法第7条第1項に規定する公務員をいう。
- 12 別表第2の3号中「近隣都県」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、及び愛知県の1都12 県をいう。
- 13 別表第2の5号中「不正又は不誠実の行為」とは、次のような場合をいう。
  - (1) 建設業法第28条第1項の規定により指示処分された場合
  - (2) 監督員又は検査員の職務の遂行を妨げた場合
  - (3) 競争入札に指名されたにもかかわらず、あらかじめ入札に参加できない旨の申し出を行うことなく、入札に参加しなかった場合
  - (4) 刑法(明治40年法律第45号)の規定により、公務執行妨害罪、競争入札妨害 罪、談合罪、詐欺罪等の容疑により起訴された場合
  - (5) 脱税により税務当局から告発された場合及び独占禁止法違反として審決された場合

14 関係課等の長は、入札参加資格者以外のものと契約をしようとする場合、その者が 別表各号に定める措置要件の一に該当すると認められるときは、契約の相手方として はならないものであること。

附則

この運用基準は、令和4年1月1日から施行する。